Review in the Review of Economics and Statistics, May ドラスティックに修正されはしないだろうとの評は、このバラ ンスのよさにもとづくものと思われる。(C. D. Long, Book (一九五六·二·二〇)

(一橋大學普通研究生)

P・ヴォー=フールヌリ著『發行會社による la société émettrice, Recueil Sirey, 1953, ses propres actions ou parts sociales par Paulette Veaux-Fournerie, L'acquisition de 自己株式ないし會社持分の取得

之

で、商法は依然として原則的禁止の態度を捨てないのである。 割の有用であることは否定し得ないところであろう。實際界に 從って、自己株式取得によって企業に得らるべき利益と滋起さ かしながら取得の操作が往々にして齎らす弊害も少なくないの 成り旺んに行われ、また取得禁止緩和の要請も强いという。し おける自己株式取得は商法上の制約にも拘らず種々の方法で可 企業の均衡維持ないし囘復に貢獻しない迄も、間接的に果す役 自己株式取得が經濟的金融的作用の點で、たとえ直接に會社

> 決は必ずしも容易ではない。 の法的性質および處理の問題については學說が別れ、問題の解 たる意義を失っていない。更に、發行會社の取得した自己株式 れ得べき弊害の比較考量は現在における商法の重要課題の一つ

ほど廣汎に亙るのであって、單に比較法學的關心を喚起するの の等閑視した株式以外の會社持分取得の諸問題をも對象とする に堅實な體系の確立を論じ、その所論は、同時に從來判例學說 び會社法諸原則中の缺陷を指摘し、新たなる視點から立法論的 そ生ぜしめうべき諸問題を詳細に考究し、フランス判例法およ の勞作として本書は、豐富な資料をもって、自己株式取得の凡 概要を記すこととし、最後に若干の感想を述べる。 り少なからね示唆を與えるであろう。以下において本書の極く みならず、わが國における自己株式取得の操作の法的評價にと 近年レンヌの法學部講師であるP・ヴォー=フールヌリ女史

得の頻繁なことは判例に黴し明らかで、實際界の取得の目的の への再置を行う。 得の及び得べき限界劃定、第四に取得の會社法諸原則の範圍內 融的諸相の探求し、第二に取得の定義、第三に定義に照らし取 多様性もこれを示している。序論では、第一に取得の經濟的金 いては、これを對象とする如何なる一般的法條も存しないが取 フランスにおいて會社による自己株式ないし持分の取得につ

ないし株式を取得且つ破棄して合資會社ないし株式合資會社を 残餘財産分配を容易とするため、 妨害者の侵入を防ぐ場合に行われ、凶は、社員數の減少により 買戾條項(clauses de rachat)先買條項(clauses de pré 的手段たる場合であり、ⓒは、排斥條項 (clauses d'exclusion) 場合とある。①は、代物辨濟として株式を交付するための豫備 投資として(rachat-placement)、 債務取立の方策として行う 資産の維持ないし増加の目的で、殊に不況時における有價證券 消却(rachat-amortissement)、優先株の除去を行う場合と、 分類される。⑷は、まず無用の負擔除去の目的で、減資、買入 保の方策として、は清算又は組織變更の對策としての四機能に として、(1)會社債務支拂の手段として、(2)企業の內的統一性確 がある。什の觀點における取得は、白企業の收益性確保の處置 る取得と、仲企業の外的阻害的因子に對する競爭手段たる取得 のため利用される場合であり、大別して、公企業指揮の方策た 的金融的觀點から最も重視さるべきは企業均衡維持ないし囘復 得・増資・減資の際の舊株の端株買戻として行われ得るが經濟 ないし持分の取得が大いに利用される方策である。その他にも に達成されるが、かかる企業の均衡維持・同復のため自己株式 .prise) は收益性および活動資本の保全の確保されてい るとき 無償贖與・問屋行爲ないし受託的取得・合併による附帶的の取 一經濟的金融的諸相 等取得を前提とする諸條項を定款上に設けて會社の 企業の均衡 (l'équilibre de l'entre-あるいは有限責任社員の持分

> 手段として(rachat d'intervention)なされる。 「標の行使不能のときもしくは經濟的危機において株價維持の 質權の行使不能のときもしくは經濟的危機において株價維持の 野様として(rachat d'intervention)なされる。 明書は、組織變更するための場合である。中の觀點において 大型型型と、心株價維持のためとに分類される。 で買戻すべき先買權を會社に認めた(四九條三項)。 のは、取得を前提とする上述の如き諸條項をもって、會社の好 を買戻すべき先買權を會社に認めた(四九條三項)。 いは、先 で関係である。なお一九四五年八月一五日オルドナアンス は、impôt de Solidalité Nationale 納付のため護與した株式 と可見がである。中の觀點において 会社の好 を買戻すべき先買權を會社に認めた(四九條三項)。 いは、先 で可して(rachat d'intervention)なされる。

におけるよりも狭義である。 におけるよりも狭義である。 におけるよりも狭義である。

評

るならば、それらを破棄することは不都合と考えられよう。 るならば、それらを破棄することは不都合と考えられよう。

=

本論の第一部は、右の如き取得の凡そ生ぜしむべき諸問題に

あるに過ぎない。法律の不存在を補完せざるを得ないため判例ドナァンスが旣迹の如き特殊の場合に適用される唯一のもので何なる法條も暗示すら與えず、單に一九四五年八月一五日オル法規も判例も存しない。自己株式取得については、最近まで如法規も判例も存しない。自己株式取得については未だ一つの株式會社以外の會社による持分の取得については未だ一つの對するフランス實定法の解釋の考究に捧げられる。

うが、會社が豫め自己株式を保有しているか、あるいは新株引 なされるときにのみ有效とされ、稀に買戻が會社債務消滅のた めに必要のときは、 く集中するところであるが、利益もしくは任意準備金をもって ったにすぎない。―原始的取得は、自動的に資本眞正原則に從 及ぼさしめるに至った。―自己株式の買戻は判例のもっとも多 を確定し、兩原則を自己株式の原始的取得・承繼的取得に對し を資本額以下に低減させるごとき拂戻を禁止し、資本維持原則 正原則を及ぼし、且つまた株主に對する資産の拂戾が資産價額 要求するが、一九世紀末の判例は、増資についてもこの資本眞 效とするとの理念に支配されている。設立について確定資本主 社法上諸利益の調和が實現せられる限度においてのみ取得を有 (4)において判例は、債權者および將來の株主の保護に適用さる **義を採るフランス法は、引受の完全かつ眞正になされることを** 存在すべき株主平等 (égalité des actionnaires) 原則の上に會 べき資本真正 (sincérité du capital social) 原則と資本維持 確定し、次いで向それに違反する取得の實行に制裁を設けた。 取得の原則的禁止が今日に至っても貫かれている事情である。 が、殊に一九世紀末の金融恐慌においてその性格は明確となり 會社法一般原則を援用し來り、徐々に解決の一體系を齎らした は取得の實行と取得せられた證券の取扱とに關連せしめられる (fixité du capital social) 原則、そして同一種類の株主間に ||取得の實行について判例は、先ず@取得の有效たる要件を 資本をもってなされることが禁止されなか

るかの三様の解決方法のいずれかを採るにすぎない。 任を課し、あるいは取得自體および行爲者に同時に制裁を加え るいは取得に共働した者を對象として、民事責任ないし刑事責 ついては、判例は取得自體を對象として、これを絕對的無效 のいずれをも害してはならない。心つぎに違反的取得の制裁に の平等の取扱――がその基底をなし、買戻の實行の條件は、そ **参與する權利・證券を自由に流通させる權利・同種類の株主間** 括し、會社に對する株主の地位を特徴づける三要素――會社に よると、平等原則は、株式の所持により生ずる權義の全體を包 有效たるための補足的要件として考慮される。判例の考え方に **戻の操作が資本維持原則の要求を充足したときに、なお取得が** 正原則を極めて廣義に解した。—株主平等原則については、買 きでも會社財産を増加させないので、引受を無效とし、資本眞 は自己株式の引受を無效とするのみならず、たとえ缺かないと 眞正原則に倚り、引受に利用し得る利益も準備金も缺くときに 始的取得の領域で一定の役割を演ずるのである。判例に徴すれ ければ考え得ないのであるから、買戻の實行に關する要件も原 受ける權利 (droit d'attribution) を取得するかいずれかでな (nul) とするかあるいは相對的無效 (inopposable) とし、あ て、あるいは取締役或はその親近者を名義人もしくは受任者と ば、自己株式の引受は、あるいは直接に會社自身の計算におい 受權(droit préférentiel de souscription)もしくは割當を して、未拂込株式を囘復させるためになされた。判例は、資本

可能を考え矛盾を含んでいる。取得證券消滅に左祖する判決は 且つあいまいであり、取得證券の消滅と取得證券自體の再賣却 の明確を缺き、その多くは、再賣却が新發行か取得證券自體の ようである。他方、再質却を可能とする下級審の諸判決は論據 た。裁判所は取得が會社の人格において混同を生ずると考えた においてはじめて會社が自己株式を有價證券として保有し得る すると解するのみにとどまった。しかるに近時に至り、下級奪 資本維持原則との關係において、再賣却は債權者の擔保を囘復 取引かを確定することなく、單に再賣却の可能性を認め、且つ ヨン法院(同院|九五)は、買戾株式當然消滅說を排斥し、株式は 可能性が認められた(スハラの・パパパ)。更に最近において、リ てせざる買屍株式の存績に左袒する如くである。――取得株式當 院は未だ判例を設ける機會を得ないが、偶々付隨的に、賈戾株 し隨時再賣却するために取得するを妨げない旨判決した。破野 ず、株式を失效せしめることなく、株式を有價證券として保有 は單に會社に歸屬した權利の行使に事實上の障害をなすにすぎ アーヴル民事裁判所(同民裁一九五)は、株式を債權と考えても混同 再寶却するとのいずれかの撰撰を認める旨判決した。後にル・ 價權と異り混同は適用されず、減資により株式を失效させると 野照表上存績する旨を述べ(同院氏事部1九四)、これは資本をもっ 式はその券面額を資本中に表示されているゆえ原則として貸借 貫性を缺き、堅實な判決が下されたのは極めて稀れであっ ||1取得された自己株式の取扱について、 舊時の判例は不統

然消波説に立つ舊時の判例によれば、株式上の權義もまた消滅然消波説に立つ舊時の判例によれば、株式上の權義もまた消滅然消波説に立つ舊時の判例によれば、株式上の權義もまた消滅然消波説に立つ舊時の判例によれば、株式上の權義もまた消滅と、會社を自己株式につき通常の株主と同視するものとが存する。株式に屬する金銭的權利(prérogatives pécuniaires)は一次權の休止を設めた。しかし兩者の實際的歸結は異らぬ點もあた。。株式に屬する金銭的權利(prérogatives pécuniaires)は一個人上を設めた。しかし兩者の實際的歸結は異らぬ點もある。株式に屬する金銭的權利(prérogatives pécuniaires)は一個人上を設めた。しかし兩者の實際的歸結は異らぬ點もあた。。株式に屬する金銭的權利(prérogatives pécuniaires)は一個人上を設する。表現方法はともかくと他で、配當は會社財産を離れぬことは認めねばならないので、して、配當は會社財産を離れぬことは認めねばならないので、記帳上の操作として準備金勘定への振替として會社に知らされるであろう。

Ξ

範を緩和しようとする傾向(註、著者もこの立場に左袒する)認めんとする傾向と、取得の利點を認識して判例が確立した規語が最も狭隘にし減資および消却の方策としてのみこれを何強を最も狭隘にし減資および消却の方策としてのみこれを通し新體系の立法論を展開するものである。 學説は取得通し新體系の立法論を展開するものである。 學説は取得通し新體系の立法論を展開するものである。

Sociétés par actions の下で用意された草案も一九四七年に創Sociétés par actions の下で用意された草案も一九四七年に創設された Commission de Réforme du Code de Commerce et du droit des sociétés の草案も減資のためにするときにのみ買戻を許容するにすぎない旨の規定を設けた。これに反し、み買戻を許容するにすぎない旨の規定を設けた。これに反し、み買戻を許容するにすぎない旨の規定を設けた。これに反し、おり買戻を許容するとに別れる。一九四四年一一月 Association Nationale desとに別れる。一九四四年一一月 Association Nationale des

質戾を許容することとなる。前者の場合には、會社に地位の挽 止し、あるいは利益か任意準備金をもってする以上は無制限に すなわち、正規の資本減少なしには資本をもってする買戻を阻 ついては、あるいは過度の要求でありあるいは不充分である。 に對するときに完全に機能を果すことは確かであるが、買戻に 反し、資本維持原則の嚴格な適用は適切とは思えない。それが の資本組入による増資に變えることとなるからである。これに 明である。蓋し新株引受による增査は會社が外部から少くとも であり準備金による引受を會社に許すことは右の増資を準備金 資本額の増加額を最低限とする出資を受領するときにのみ眞正 本眞正原則は、判例が原始的取得をそれに從わしめたことは賢 會社の性質の本來具有する原則で判例の態度に異存はない。資 價權者保護の要素であり、例えば蛸配當 (dividendes fictifs) 當するときのみ取得を是認せんとする。株主平等原則は、物的 口化實定法の評價 判例は旣述の諸原則に基き、それらの妥

> 圍は非難に値し、善意の株主の制裁は不當である。取得の效果 であろう。更に、會社資本侵害につき裁判所の與えた無效の節 株式の場合賣主たる株主を知り難いので無效は實效を伴わない られるとととなろう。次に反禁的取得については、殊に無記名 債務に責を負わないことについて常に裁判所の判斷如何に委ね に關しては、舊時の判例が株式の消滅とその再賣却可能を說く 力ある個々人を相手とする以上、會社指揮者が原則として會社 上の原狀囘復請求權に基き責任を追及し得るが、しかし支拂能 社指揮者に對し會社法上の代位訴權の行使によりあるいは民法 社債務の完濟を確保するに不充分となろう。會社債權者は、會 とは、舊時の判例も認めていた取得株式再賣却の可能性により な危険を生ぜしめ得る。自社の株式により危険な投機を行うと れば會社指揮者の株式處分の自由が債權者にとって特に、重大 には、利益か準備金をもってする以上買戻が無制限であるとす くとも部分的には債權者の損失となる危險がある。後者の場合 囘ないし保持を得せしめる買戻を資本をもってなすを妨げ、 一層容易となり、資本は維持されていても殊に破産の場合に會

に兩者の利益は同一でない。逆に少數社員の利益となる行爲必する資金を奪うとととなり會社の利益に反する場合が示すよう利益—減資につき社員全體の利益となっても會社から營業に要つくるために會社利益と取得の法的性質を指針とする。(4)會社の提案體系の指導原理 判例の構造を最少限補充する體系を何提案體系の指導原理 判例の構造を最少限補充する體系を

ことは根本的な矛盾である。

ずしも會社利益に反しない。よく組織された少數者は企業指揮 の利益を遵守するを要する。取得の利益が平等原則に一致しな し且つ買戻の計畫されたとき未だ社員資格を有したすべての者 ての共通の利益として定義し得る。取得はこれを遵守するを要 には反しないであろう。結局、會社利益とは、社員の社員とし に決定するとしても、個々人として行為しないならば會社利益 より離れている多數者の白紙委任狀により少數者の利益のため 利益の割合的部分は恰も全株式が市場に流通している如く計算 る金銭的權利については殆ど問題なく、配當につき自己株式の 關しては、通常一定の intuitus personae を前提とする持分 勘定から資本勘定に振替える。しかし株主に付與せられた權 る。同様に株式に屬する債務の履行については、會社が準備金 され、會社は相當額を受領し特別の準備金勘定に振替えられ にはこの原則は屈服し得よう。(9取得の法的性質―株式に屬す い場合には、しかし乍ら、脊反のやむを得ざる事由の證明の前 **資證券でないとの事實により强められる。** 破棄のためにのみ許容される。それは、かかる持分が性質上投 は、會社自體にかかる社員資格を付與させないゆえに、取得は 限、たとえば議決權は會社自身行使し得ない。次に自己持分に

的方策に有用のこととして企業指揮における相應の地位を與え 結論として、州自己株式ないし自己持分の取得は經濟的金融

> tions réciproques において各會社の自己株式を通し表示され 者の保護は第一に考慮を要するが、資本維持原則が實質的保證 會社機關に與え得、會社指揮者の恣意による取得の操作の危險 であること等に基き、資本の1/10に相當する部分を限度として る相互的資本参加會社の資産部分がそれぞれ資本の1/10以下 ではなく名目上の保證を與えるにすぎないこと、および一九四 て取得を旺んにすることが特に望ましいこと、他方、會社債權 社は株主權を行使し得ると解し、制裁の點については、違反的 立場と同じく證券の保有を認め、議決權の如き權利を除いて會 との二問題の解決を前提とし、前者については、現今の判例の とを意圖するのであり、これは取得の效果と反禁的取得の制裁 る。提案體系は第一に真に有用の指揮方策を取得につき作ると を局限し得る。何しかし、取得率の制限のみでは不充分であ 取得を許容し、これにより充分に順應性ある會社指揮の方策を 三年三月四日法の下に實際界で行われるい わゆる participa すべきことを説くのである。 たすべての者に民事責任と輕罪(delit)に基く刑事責任とを課 取得自體を無效とすることは失當であり、悪意で取得に共同し

ば、株式會社企業經營のために發揮し得べき經濟的金融的效用 を確保し、且つ促進し得るであろうという考え方が法律的とい 思うに、自己株式取得の操作は、これを正當に規制するなら

日本語の意味を持ちます。これはいませんない。 またい これがらればい はいかい まからし かんしゃ こしゃしかいき

式法六五條一項は、會社がその重大なる損害囘避のために必要 額の制限は、すでにドイツ株式法の明定するところであり、株 ないであろう。企業經營維持の要請と取得操作の取締役等によ る濫用阻止との間の調和を充分に計るため著者の提案する取得 認定は困難であろうし、また處分必ずしも會社利益に合致し得 とは保證せられないであろうし、他方保有し得る相當の期間の 限られる。しかし、利益消却必ずしも債權者を害することなし 許容された取得の各場合においても保有期間は相當の期間內に する消却は當然に株式の遲滯なき失效手續を豫定し、その他の 再吟味にとり少なからぬ示唆を與えるものではないであろう 金をもってしてもなし得るかは爭があり、且つ、利益をもって も利益消却の條件において自己株式取得を認めるが、任意準備 か。蓋し、フランス判例法におけると同様の趣旨でわが商法上 判の提起は、またわが商法上の自己株式取得の法的許容範圍の は、實は債權者保護にとり單に幻想的の保證でしかないとの批 許容の一要件として極めて嚴格に適用されて來た資本維持原則 違反行爲者に對する制裁を確定して債權者および株主の利益保 ような最少限の柔軟性を取得操作に認めることであり、同時に 取得操作の正當な規制は、企業經營をまひせしめることのない 論を一貫するものであることは明らかである。そして著者は、 判および更にそれを補完すべき新體系の提案における著者の所 うよりはむしろ先瞼的であるフランス法の判例構成の缺陷の批 護を確保することに在ると說く。殊に從來から自己株式取得の

なお考究の餘地があろう。(21・2・20)(一橋大學大學院學生) が商法上の通説と同一に歸するが、株式の本質の問題を含み、 認め、議決權等は停止しても自益權は停止せずとの見解は、わ う。なお、自己株式の保有に資産たる有價證券としての價値を 考究のための示唆が得られるのであればより幸いであったと思 存するのではないかと思うのであり、かかる點に關する一層の 會社債務に對する人的責任を確定することをも考慮する必要が る必要を覺えしめると同時にまた、民事責任につき、取締役の 典上の罰則(鱗三類)の問題としては、不正取得の要件を明定す 任を課すべきであるとの立論は、特に刑事責任につきわが商法 未だ不充分であり、取得行為に共働した者に民事責任・刑事責 著者の指摘する如く、單に右の如き取得許容率の設定のみでは なされるならば、企業經營維持に資するであろうし、同時にま においてか一定限度の取得保有を許容するような立法的考慮が こととなるであろう。しかし債權者および株主保護のためには た會社取締役の自己株式上の投機の弊を一定限度に抑止し得る 上も、少くとも右の如き場合については旣發行株式數との比率 る迄自己株式の保有を許容するものと解せられるが、わが商法 問題とすることなく、資本に對する右の比率に相當する額に至 をもってするも任意準備金をもってするも、處分すべき時限を 度内においてとれを許容する趣旨を表明しており、取得は利益 中の自己株式を含めての總額が會社資本の1/10を超えない限 とするときは自己株式取得は、同目的のため旣に取得され保有